

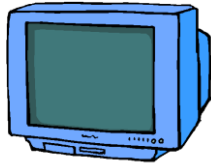
家電リサイクル法対象家電製品の処分方法について

家電リサイクル法の対象家電製品（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン）を処分する場合、リサイクル券の購入が必要となります。

また、対象家電製品を処分する場合は、次の方法により行ってください。

なお、町では収集を行っていません。

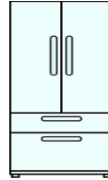
■■■対象家電製品■■■



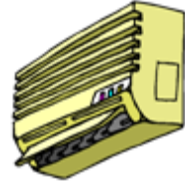
テレビ
(ブラウン管・液晶・プラズマ)



洗濯機・衣類乾燥機



冷蔵庫・冷凍庫



エアコン

[家電販売店で買い替える場合]

新しく対象家電製品を購入するお店へ引取りを依頼してください。

リサイクル券の購入代金が必要となります。

[処分のみの場合]

対象家電製品を購入したお店へ引取りを依頼してください。

リサイクル券の購入代金が必要となります。

[購入したお店が判らない場合や遠方にある場合]

次のいずれかの方法により処分してください。

① 衛生センターに持ち込む

対象家電製品のほか、家電販売店又は郵便局で販売されているリサイクル券（衛生センターではリサイクル券の販売を行っていません）、現金720円（指定家電引取所のある岩見沢市までの運搬手数料）を持参してください。

② 香西電気商会へ回収を依頼

リサイクル券の購入代金のほか、回収料金が別途必要となります。

料金等につきましては、香西電気商会へご確認ください。

香西電気商会 電話番号 53-2357

[リサイクル券購入代金]

購入代金は、対象家電製品のメーカーや大きさにより異なります。

購入される家電販売店等へご確認ください。

問合せ先

〒061-0592 月形町1219番地

月形町役場住民課生活環境係

TEL:53-2323 Fax:53-4373

E-mail:jumin_kankyo@town.tsukigata.hokkaido.jp